

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

① 事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設 **法律事項**
- ・事業許可更新制度の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・避難港の活用の徹底
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

② 船員の資質の向上

- ・船長要件の創設 **法律事項**
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③ 船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の**水密性**の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等

④ 監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査等のノウハウ**吸収、**監査体制の強化**等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し **法律事項**
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤ 船舶検査の実効性の向上

- ・国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む) 等

⑥ 安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦ 利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額**引上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し **法律事項** 等

安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業： **人の運送をする船舶運航事業**

【安全統括管理者資格者証】

<p>総合安全統括管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p> <p>と</p>  <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>のいずれか又は両方を事業の用に供する事業者 において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p>大型船舶安全統括管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p>	<p>のみを事業の用に供する事業者 において、安全統括管理を担うことが可能</p>
<p>小型船舶安全統括管理者資格者証</p>	 <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>のみを事業の用に供する事業者 において、安全統括管理を担うことが可能</p>

【運航管理者資格者証】

<p>総合運航管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p> <p>と</p>  <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p>大型船舶運航管理者資格者証</p>	 <p>大型船舶 総トン数20トン以上の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>
<p>小型船舶運航管理者資格者証</p>	 <p>小型船舶 総トン数20トン未満の船舶</p>	<p>について、運航管理を担うことが可能</p>

[改正海上運送法において規定]

- 運航基準に定める運航中止条件に該当するときに船舶の運航の中止を指示することは、運航管理者の職務。
- 従業者（業務に従事する全ての者）は、運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

運航管理者の職務



運航海域における風速、波高、視程が
運航基準に定める運航中止条件に該当するとき

運航中止の指示

船長



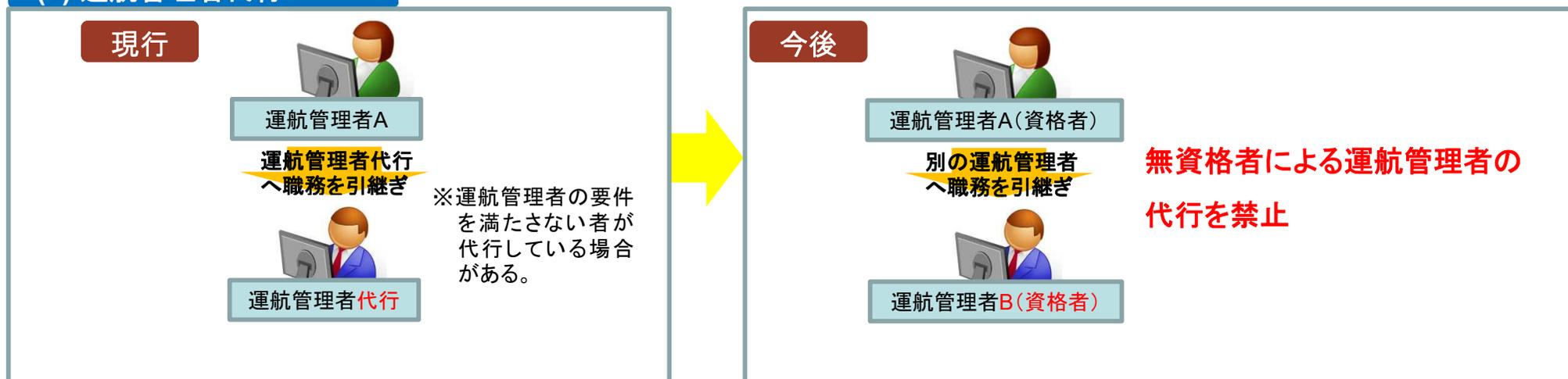
運航管理者の運航中止指示に従わなければならない。

(船長以外の全ての従業者も同様)

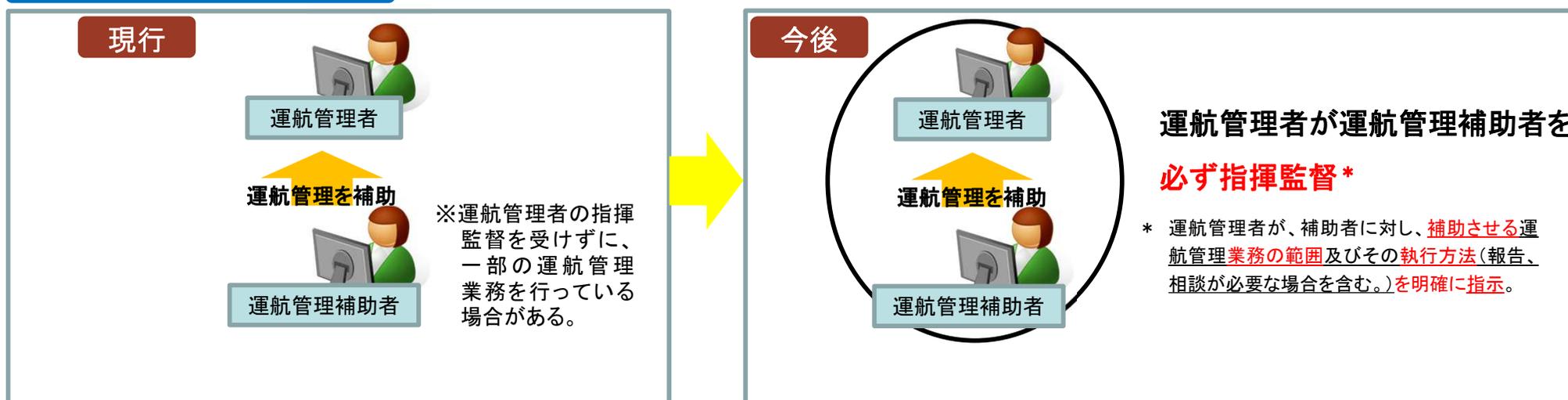
※ 船長は、運航管理者からの運航中止指示がない場合であっても、航海の安全を確保するため必要と判断する場合には、船舶の運航を中止した上で、運航管理者へ連絡する。(船長の職務権限を確保)

- **運航管理者**の職務は、**有資格者のうちから選任**された者が担う。
- **運航管理補助者**（資格不要）は、**運航管理者の指揮監督のもとで業務**を行う。
- 運航中は、陸上の**運航管理者**と船上の**船長**との間で必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

(1) 運航管理者代行



(2) 運航管理補助者



- 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者については、**運航管理者と船長の兼務を認める**。
- ただし、運航中は、**運航管理者(船長)**と**陸上要員**(いずれも**追加講習の受講が必要**。)が、必要な**連絡・協議等を行える体制**を確保する必要がある。

(3) 運航管理者の船長兼務



- ※ 1 : 運航する船舶隻数やその旅客定員も少ない小規模事業者では、事業の実態上、運航管理者の船長兼務を認めない場合の影響が大きい一方、兼任する場合でも、当該運航管理者及び陸上要員が必要な講習を受講していれば安全水準を確保できると考えられる。具体的には、**同時に運航している船舶が常時1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満かつ旅客定員が13人未満である届出事業者である事業者**にあつては、**運航管理者と陸上要員が追加の講習を受講することを条件に、特例を認めることを想定**している。
- ※ 2 : 当該事業者の航路が**地域住民等の日々の経済社会活動に必要な不可欠な航路である場合**にあつては、運航を止めることが当該地域に与える影響が大きいことから、**非常時の陸上要員を置く等の体制確保を条件に、急病等による運航管理者の不在により臨時に必要と認められる場合**には、**特例を認めることを想定**している。

- 試験機関等関係の規定は、**令和6年度**に施行し、**試験機関の指定等を順次進める予定**。
- **試験は**、試験機関による実施準備や問題例の周知等に要する期間に鑑み、**令和7年度めどで開始**。
- **令和8年度**に、**管理者の選任関連規定を施行予定**。ただし、**従前の要件による管理者選任を一定期間認める経過措置**を設け、円滑な制度移行を図る。



【スケジュールのイメージ】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法令整備	法改正	公布済 省令等整備予定	施行予定（試験機関関係等）		施行予定（選任義務） 経過措置* (なお従前の要件による管理者選任も認める)
試験実施準備	試験問題案の検討		試験問題確定 試験問題例の周知 試験開催の準備	試験実施	
講習実施準備	講習教材案の検討		資格者証発給準備等 講習教材案の配布 実施機関の登録予定（及び講習実施準備）	資格者証発給事務の実施・資格者管理 講習実施 (安全統括管理者講習、 運航管理者講習、 運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習 及び陸上従業者講習)	

○ 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証交付に当たって必要な実務経験の年限について、以下のとおり検討中。

	安全統括管理者（安統管）	運航管理者
現行	<ul style="list-style-type: none"> 以下の実務経験等が必要 ① 安全関係業務経験 3 年 ② 上記①と同等能力 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の実務経験等が必要 ① 船長 3 年又は甲板部職員 5 年 ② 運航管理業務経験 3 年 ③ 上記①又は②と同等能力
資格要件	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「安全関係業務経験 1 年」等 今後要調整</p>	<p>実務経験の年限を短縮※</p> <p>※ 「①船長 1 年又は甲板部職員 2 年」 「②運航管理業務経験 1 年」等 今後要調整</p>
追加	<ul style="list-style-type: none"> 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること <p>※ 2 年毎の更新制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること <p>※ 2 年毎の更新制</p>

- 小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業について、許可の更新制を導入するとともに、許可及び許可の更新許可の申請時の必要書類として新たに小型船舶による輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（「安全人材確保計画」）の提出を義務付ける。

【安全人材確保計画のイメージ】

- ・ 安全人材の確保の目標
- ・ 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項
 - 従業員における安全統括管理者・運航管理者の資格者証の計画的な取得に関する取組
- ・ 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標
- ・ 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項
 - 安全統括管理者による安全管理規程に係る従業員への教育、船長による操練の実施に関する状況
- ・ 計画期間
- ・ 安全人材確保計画の達成状況に関する事項（許可更新時のみ）
 - 前回許可・更新時の計画に照らした実績

【更新期間の考え方】

前回の許可更新から					
違反事項無し					5年
安全確保命令を受けた者 船舶使用停止命令を受けた者				3年	
事業停止命令を受けた者			1年		

【スケジュールのイメージ】



- 事業の届出制度から登録制度に改め、事業停止や事業取消の行政処分の対象とし、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行うことにより、悪質な事業者を退出させることとする。
- 一方、事業規模が小さいこと等に鑑み、許可事業者に参入時に課す審査項目（事業遂行能力、輸送需要を踏まえた施設の適応性等）への適合性までは求めないこととする。
- なお、許可事業と同様に、安全統括管理者・運航管理者についての資格制度の創設や事業用操縦免許の取得要件の強化、船長の選任要件の創設等、今回の事故を踏まえ安全対策を強化する。
- 上記のいずれも、対象は対外旅客定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業とする。

	届出制	登録制
欠格期間	無	有
事業停止	対象外	対象
事業取消	対象外	対象

【スケジュールのイメージ】



- 安全管理規程に記載する事項として、例えば以下のような内容が明確となるよう、法令化とひな形の充実を進める予定。

令和6年度実施予定

<安全管理規程の重要規定のイメージ>

現行

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任に関する事項



今後

海上運送法施行規則（第七条の二等）

- ・安全管理規程に定めるべき事項
 - 上記から変更なし

・安全管理規程において明らかにするべき内容

- 営業所の名称、所在場所及び連絡先
- 輸送の安全の確保に関する経営責任者の責任
- 輸送の安全に関わる情報の関係者への連絡
- 気象、海象等により輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で船舶の運航中止
- 船舶等の点検及び整備の確実な実施と安全に支障が生ずるおそれのある船舶等の使用中止
- 従業員の酒気帯びの有無及び疾病、疲労等により安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認
- 教育及び訓練の実施
- 輸送の安全に関する業務の実施状況についての正確な記録の保管
- 船舶その他の輸送施設及び従業員の法令への適合

明確化

- 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会を令和5年度中に設置推進。

地域旅客船安全協議会

旅客船事業者

- 〈日々の取組〉
 - ◆ 運航に必要な情報、運航可否判断の共有
- 〈年間の取組〉
 - ◆ 安全への取組状況に関する情報交換
 - ◆ 安全講習・訓練の共同実施

漁業関係者等 (漁業者・漁業協同組合・遊漁船業者)

- 運航に必要な情報共有・知見提供
緊急時の相互協力
- ※同様の取組が可能な地域の関係者との連携も可。

自治体 (市町村)

- 中立的観点・地域イメージ向上の
観点から年間の取組に対し助言

地方運輸局※

- 設置の働きかけ
安全に関する指導
優良事例の横展開
- ※原則オブザーバー

海上保安庁

- 安全講習・訓練に協力

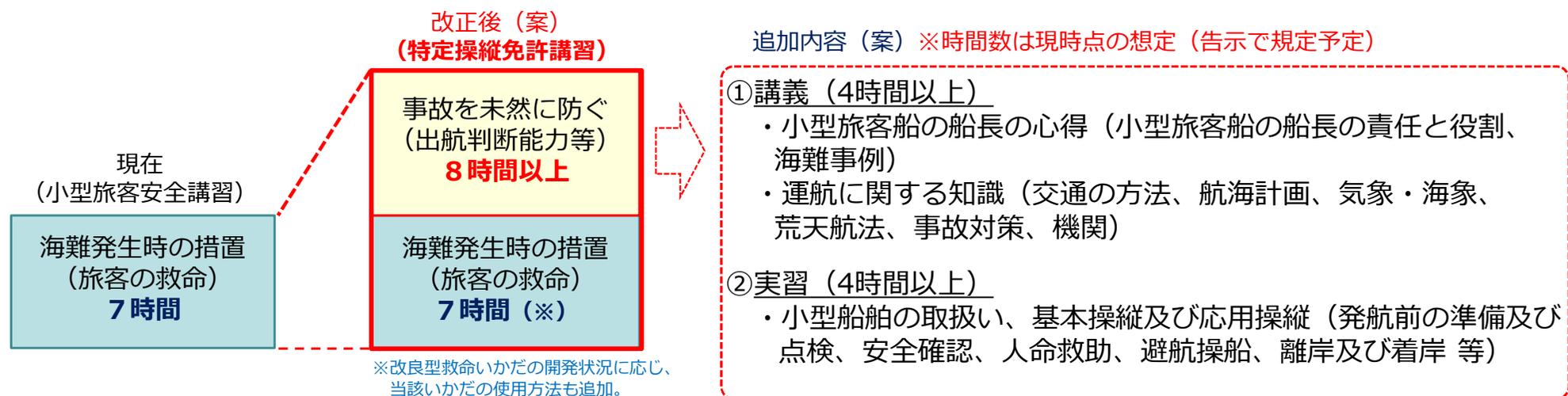
協議会は、規約・規則を作成の上、運輸局に届け出るほか、年1回、運輸局に活動状況を報告する。

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「特定操縦免許講習」とする。**(法改正事項)**
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを新たに取り入れるとともに、修了の要件として修了試験を導入する。

令和6年度初施行予定

講習課程の拡充

講習内容について、「事故を未然に防ぐ」観点から、船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

○小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施を義務付け。

令和6年度初施行予定

《初任教育訓練対象者》

国土交通大臣が定める旅客の輸送の用に供する総トン数20トン未満の船舶※の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。） ※従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象

小型旅客船の
船舶所有者



初任教育
訓練を実施

以下の職務で乗り組もうとする者

船長



甲板員



サービス
要員等



注：上記船員のほか、
復職船員にも教育
訓練を実施

船舶所有者が実施する初任教育訓練の基準について、省令及び告示にて措置予定

- ▶ 運航水域や船舶の特性に応じた初任教育訓練の実施内容（具体的な内容、時間／回数、方法等）
- ▶ 初任教育訓練の実施結果等の記録及び保存

《初任教育訓練の主な内容》

- ✓ 運航水域の特性
 - ・ 運航水域の気象海象
 - ・ 運航水域における規制
 - ・ 安全管理規程（運航基準含む）
- ✓ 緊急時対応
 - ・ 避難港
 - ・ 救命器具
 - ・ 避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
 - ・ 操船
 - ・ 離着棧
 - ・ 無線連絡



等

⇒上記基準に則り、船舶所有者において具体的に実施内容、時間／回数、方法等を決定し、教育訓練を実施

- 今般の制度改正において、**運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長等の船員の資質向上を図る観点**から、小型旅客船の船長について一定の乗船履歴を義務づけ。
- 乗船履歴を義務づける航行区域、乗船履歴の対象船舶、必要となる乗船履歴の期間、乗船履歴の計算方法及び証明方法を**省令等で措置予定**。

履歴限定制度 (案)

1

航行区域

- 乗船履歴を求める船長は「**沿海区域以遠**」を航行する小型旅客船の船長とする

2

乗船履歴の対象船舶

- 小型船舶（20トン未満）、大型船舶（一定のトン数まで）における乗船履歴

3

乗船履歴の期間

- 1年（沿海区域以遠を航行する船舶での乗船履歴）

4

乗船履歴の計算方法等

- **海技士に係る乗船期間の計算方法を参考にしつつ、具体的な計算方法及び証明方法を検討**（船員手帳に記載された「雇入期間」をカウントするなど）

【スケジュールのイメージ】

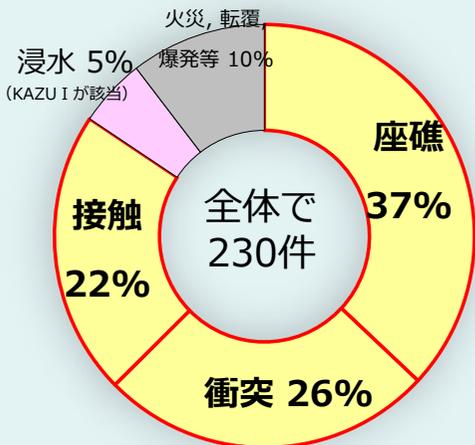


○ 水密性の確保に関し、限定沿海区域を航行する船舶の基準を厳格化。

検討概要

1. 事故発生状況解析

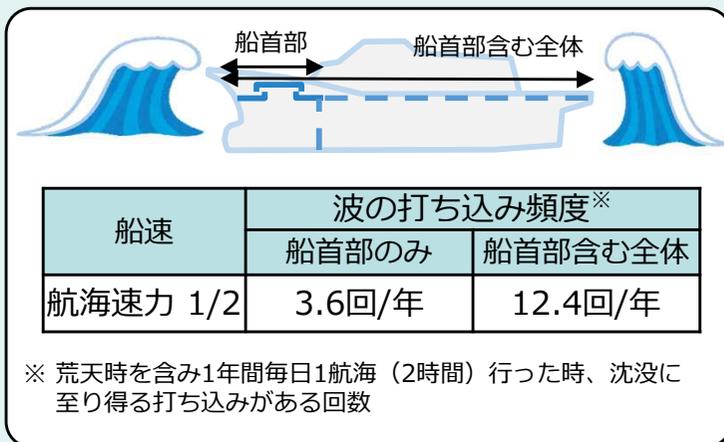
※ 2008年以降の運安委報告書より集計



座礁、衝突、接触事故が約85%

2. 小型旅客船への波の打ち込み頻度推定

※ 海象データ、船型データより計算

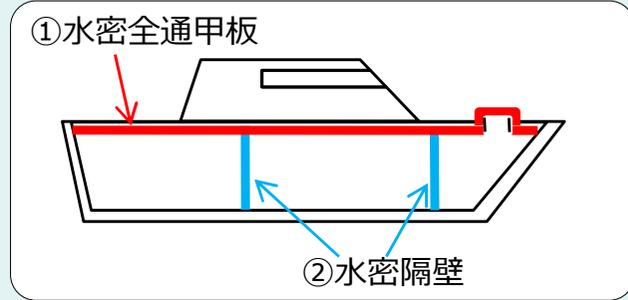


※ 荒天時を含み1年間毎日1航海（2時間）行った時、沈没に至り得る打ち込みがある回数

船首部のみならず船体全体への打込がある

検討結果

- 波の打ち込みによる浸水に対しては、「**水密全通甲板の設置**」が最も効果が高い。
- 座礁、衝突、接触による浸水、沈没に対しては、「**水密隔壁の設置**」が最も効果が高い。
- 「**浸水警報装置及び排水設備の設置**」や「**不沈性の確保（全没水しないこと）**」も一定の効果有。



安全対策

● 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船の安全性を更に高める観点から、以下の対策を義務付ける。 令和7年度施行予定※

① **水密全通甲板の設置** ⇒ 限定沿海区域を航行する船舶の基準を、沿海区域相当に厳格化

② **いずれの1区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を設置** ⇒ 限定沿海区域及び沿海区域を航行する船舶の基準を、近海区域相当に厳格化

● 上記の安全対策を実施することが困難な船舶（既存船や5トン未満の小型船）に対しては、以下のいずれかの代替措置を義務付ける。

① **浸水警報装置及び排水設備の設置** ⇒ 各装置の設置要件及び排水設備の性能基準を明確化

② **不沈性の確保（全没水しないこと）** ⇒ 小型船舶向け不沈性の基準を適用

※既存船については、適用日以降の最初の定期検査までに義務付ける。

○乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた改良型救命いかだ等の積付けを義務付け。

令和6年度初施行予定*

○積付けの義務付けに先立ち、改良型救命いかだ等を開発し、令和4年度補正予算により早期搭載支援を開始済（R5.8～）。

※ 旅客船以外の事業船及び遊漁船については令和7年度施行予定。
既存船については、適用日以降の最初の定期検査までに義務付ける。

対象船舶

①旅客船（旅客定員13人以上の船舶） 又は ②旅客を搭載して事業に使用される船舶*¹のうち、以下に該当するもの。

航行する水域の最低水温* ²	対象船舶
10℃未満	すべての船舶（河川、港内、一部の湖* ³ を航行するものを除く）
10℃以上15℃未満	限定沿海以遠を航行する船舶
15℃以上20℃未満	限定沿海以遠を航行する一部の船舶

※1 「海上運送法」又は「遊漁船業の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）

※2 水温については、気象庁が公表している海面水温データ等を使用。海面水温の年ごとの変化の影響を極力排除するため、5年平均値ではなく、過去30年間の平均値を元に基準を設定。（ただし、瀬戸内海については、30年平均値が無いため5年平均値を活用。湖はJAXAデータを活用。）

※3 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖を航行する船舶のみが対象。

<製品イメージ>



国による更なる情報提供体制の構築

- 例えば、事業者の以下のような安全情報を、国において定期的に（例：毎年）HPで公表することとする。

令和6年度施行予定

<国が公表することとする安全情報のイメージ>

- 運航する船舶の船名、旅客定員、総トン数
- 救命設備や無線設備の搭載状況
- 船舶検査証書の交付年月日
- 任意の安全設備の搭載状況等の安全に関する取組
- 事故件数
- 行政処分内容

事業者による安全情報の提供の拡充

- 事業者自身においても、上記の国による情報提供内容のほか、例えば以下のような安全情報の公開を求めることとする。

令和6年度施行予定

<事業者が公表することとする安全情報のイメージ>

- 安全管理規程
- 安全統括管理者及び運航管理者に係る情報（社内における役職、選任年月日）
- 輸送の安全に関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

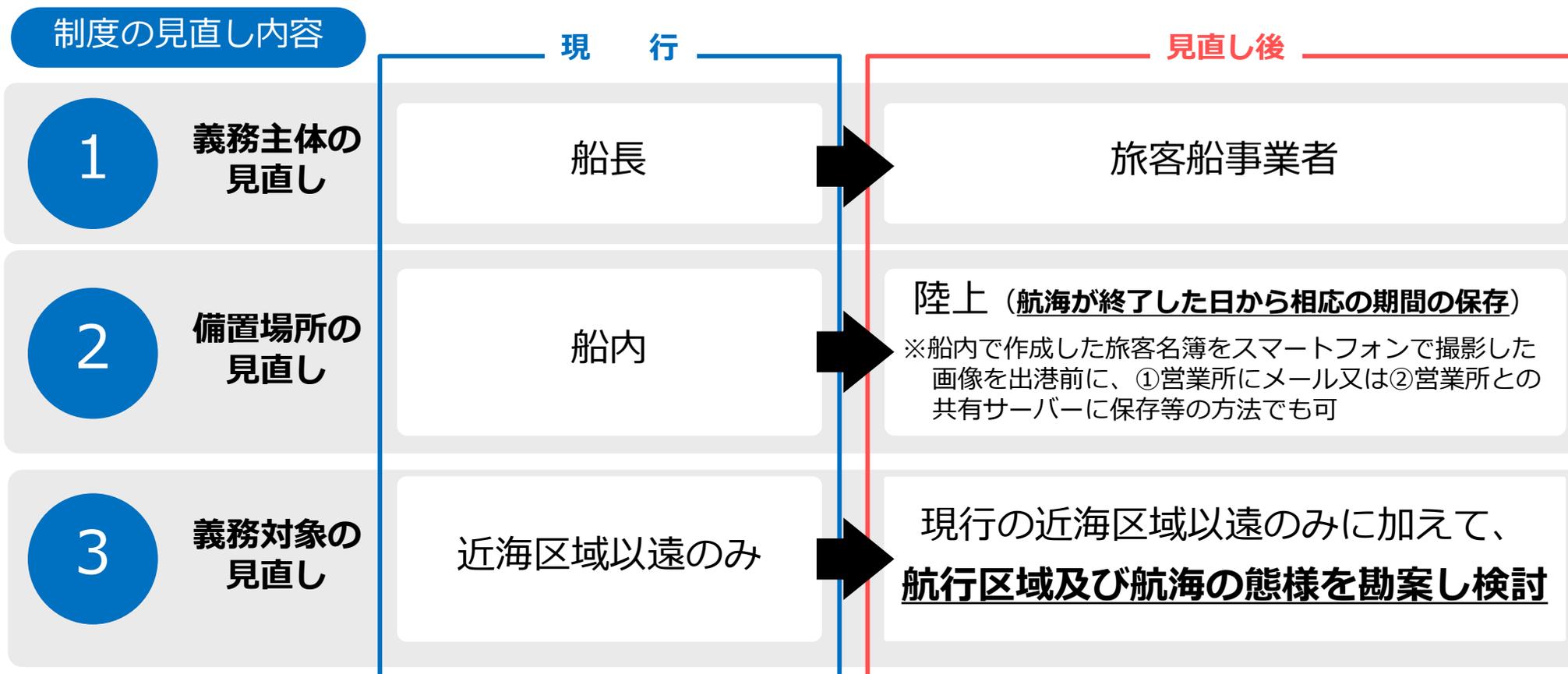
- 旅客船事業者の任意の申請に基づき、評価団体が安全性や安全の確保に向けた取組状況について事業者単位で評価を行い、結果を公表する。
- 評価団体は旅客船利用者にとってわかりやすい評価を行う。また、評価は数年毎に行う更新申請で更新するものとする。
- 評価を受けた旅客船事業者については、国土交通省並びに評価団体等のホームページにおいて公表する。また、評価を受けた旅客船事業者が船内や旅客船ターミナルに評価マークを貼付することや、各事業者・旅行会社のホームページ、名刺等に表示することを通じ、利用者が事業者の安全性を容易に確認できる仕組みを創設する。

令和6年度創設予定



- 旅客名簿については、現在、船員法第18条に基づき、船長が船内に備え置くこととされているが、船舶が沈没した場合には、記載内容を確認できなくなり、検索・救助や安否確認に支障が生じる可能性。
- 旅客名簿を備え置く場所を原則として陸上に変更するとともに、備置きの義務主体を船長から旅客船事業者に変更するとともに、一定の船舶に備置きの義務付けを拡大。

令和6年度初施行予定



※ 同じ様式に列記する方式ではなく、例えば、①ホームページ経由の予約客のリスト、②旅行会社経由の予約客のリスト、③旅客による乗船窓口での記録を組み合わせてもよいこととする。

※旅客名簿への記載を拒否する旅客について、運送契約の申込みを拒絶できるよう、標準運送約款を改正する予定。